高齢者等福祉移送サービス事業のお知らせ

この事業は、医療機関への通院時に、自家用車及び一般の公共交通機関を利用することが著しく困難な高齢者等に対し、町が所有する福祉車両による移動手段を提供し、高齢者等の居宅から医療機関までの間を無償で移送することにより、高齢者等の福祉向上を図るための制度です。

【対象者】

　町内に住所を有し、かつ在住する単身世帯又は高齢者のみの世帯（同一敷地内又は同一自治会内に家族等がいる場合は除く）で、次の各号いずれかに該当する方

（１）概ね６０歳以上の下肢が不自由な方で、自家用車及び一般の交通機関を利用することが困難な方

（２）じん臓機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

　　※上記に該当する方でも身体の状況等により利用できない場合があります。

　移送サービスを受けようとする方は、「移送サービス事業利用登録申請書」を提出していただきます。（ご本人が無理な場合は代理の方でも結構です。）

対象者

登録申請・訪問調査

利用の流れ

　用紙は健康福祉課及び勢和振興事務所にあります。

　また、健康福祉課職員がご自宅を訪問し、移送車への乗降確認や身体の状況等を聴かせていただきます。

「移送サービス事業利用者登録決定（却下）通知書」をお届けいたします。（聴き取り等の結果、利用できるかどうか決めさせていただきます。）

登　　録

決　　定

申し込みは役場健康福祉課の窓口又は電話・FAXにて受け付けます。

サービス

利用申込

ご利用希望日のおおむね1週間前までにお申し込み下さい。(予約が定員に達している場合はお受けできかねますのでご了承下さい。)

予約受付後、健康福祉課で運転ボランティアさんのコーディネートをし、配車調整をします。

ボランティアさんの運転で、居宅から医療機関まで移送していただきます。

移　送

【利用回数】

　利用は週に１回まででお願いしています。また、移送範囲は、町内及び近隣市町とし、居宅から片道おおむね20km以内です。（※利用状況に応じて回数を制限させて頂く場合があります。）

【利用時間】

　月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始等を除く）午前9時から午後4時30分

　※キャンセルする場合は前日までに連絡が必要となります。また、運行状況により、希望日時にご利用いただけない場合があります。

【利用料】

　無料。ただし、有料駐車場の料金等については利用者負担となります。

【補償】

　不測の事故等による補償は、この事業について町が加入する保険の範囲内での対応となります。

【問い合わせ先】

　多気町役場　健康福祉課福祉係

　TEL 38-111４